

訟廷管理官の下に置く係について

平成6年7月18日総一第184号高等裁判所長官、
地方、家庭裁判所長あて総務局長依命通達

改正 平成10年3月20日総一第86号
同10年7月27日同第228号
同16年4月1日同第190号
同19年7月20日同第000865号
同20年5月30日同第000777号
同22年1月27日同第000023号
令和6年3月6日総一第239号
令和7年2月17日総一第124号
令和8年2月27日総一第109号
令和8年3月3日総一第188号

平成6年7月18日付け最高裁総一第183号事務総長依命通達「大法廷首席書記官等に関する規則の運用について」記第8の2の(1)の定めに基づき、標記の係について下記のとおり定めましたので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 規則第6条第1項の訟廷管理官の下に置く係

大法廷首席書記官等に関する規則（昭和29年最高裁判所規則第9号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する訟廷管理官の下に庶務係、事件係及び記録係を、別表に定める裁判所の訟廷管理官の下に管理係を置き、各係の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、庶務係の分掌事務は、速記管理官の置かれて

いる地方裁判所にあつては1の(1)から(7)まで及び(10)から(12)までとし、管理係の置かれている高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所にあつては1の(1)、(2)、(5)から(9)まで及び(12)とし、速記管理官及び管理係の置かれている地方裁判所にあつては1の(1)、(2)、(5)から(7)まで及び(12)とする。

1 庶務係

- (1) 裁判官及び裁判所書記官のてん補に関する事項
- (2) 廷吏の配置及び指導監督に関する事項
- (3) 法廷、準備手続室、審判廷、調停室等の事件のために使用する各室の管理に関する事項
- (4) 裁判事務用器具の使用の調整に関する事項
- (5) 過料の徴収に関する事項
- (6) 法廷警備等の連絡及び協議に関する事項
- (7) 録音反訳に係る庶務に関する事項
- (8) 裁判所速記官のてん補に関する事項
- (9) 裁判所速記官の事務の連絡調整に関する事項
- (10) 事件に関するシステム等の利用及びその障害対応等に関する事項
- (11) 事件に関する事務のデジタル化に係る研修及び情報通信技術の利用についての下級裁判所事務処理規則（昭和23年最高裁判所規則第16号）第4条の部（同規則第10条の2第2項の規定により部とみなされるものを含む。）の支援に関する事項
- (12) 他の係に属しない事項

2 事件係

- (1) 事件の受付及び分配に関する事項
- (2) 事件に関する記録（電磁的記録を含む。）の受領及び送付並びに管理の引継ぎに関する事項

- (3) 事件に関する帳簿諸票の整備に関する事項
- (4) 国選弁護人に関する事項
- (5) 押収物等の受入れ、仮出し及び処分に関する事項
- (6) 事件報告の資料の収集等に関する事項
- (7) 裁判事件票その他の裁判統計の資料の作成に関する事項

3 記録係

- (1) 事件に関する記録その他の書類又は電磁的記録（以下「事件記録等」という。）の保存、廃棄及び独立行政法人国立公文書館への送付並びに事件に関する帳簿諸票の保存及び廃棄に関する事項
- (2) 当事者その他の関係人の事件記録等及び証拠物の閲覧、複製並びに謄写及び複写に関する事項
- (3) 当事者その他の関係人の請求による事件記録等の正本、謄本、抄本、記録事項証明書等の交付及び提供に関する事項
- (4) 裁判書、控訴趣意書、上告理由書等の謄写に関する事項

4 管理係

- (1) 1の(3)の事項
- (2) 1の(4)の事項
- (3) 1の(10)の事項
- (4) 1の(11)の事項

第2 規則第6条第2項の訟廷管理官の下に置く係

規則第6条第2項に規定する訟廷管理官の下に、別に指定するところにより、事件係及び記録係の2係又は庶務係、事件係及び記録係若しくは事件係、記録係及び裁判員係の3係を置く。裁判員係の分掌事務は、裁判員候補者名簿の調製、裁判員候補者への通知、裁判員候補者に対する調査その他の裁判員及び補充裁判員の選任に関する事項とし、庶務係、事件係及び記録係の分掌事務は、事件係及び記録係の2係を置く場合又は事件係、記録係及び裁判員係の3係を置く場合の

事件係の分掌事務を第1に定める庶務係及び事件係の分掌事務を合わせたものとするほか、第1に定めるところと同様とする。

第3 係の設置及び分掌事務の特例

高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所は、特別の事情があるときは、最高裁判所の認可を得て、当該裁判所（地方裁判所にあつては、管内の簡易裁判所を含む。）の係の設置及び分掌事務について、第1及び第2と異なる定めをすることができる。

付記

1 実施

この通達は、平成6年8月1日から実施する。

2 通達の廃止

昭和43年11月1日付け最高裁総一第380号総務局長依命通達「訟廷事務の取扱いについて」（以下「旧通達」という。）は、平成6年7月31日限り、廃止する。

3 経過措置

(1) この通達の実施前に旧通達の定めによる指定に基づき規則第6条第2項に規定する訟廷管理官の下に置かれた事件係及び記録係の2係又は庶務係、事件係及び記録係の3係は、この通達記第2の定めによる指定に基づき置かれたものとみなす。

(2) 係の設置及び分掌事務について、旧通達の定めによりこの通達記第1及び記第2と異なる定めをした裁判所については、この通達記第3の定めにより最高裁判所の認可を得てその旨の定めをしたものとみなす。

付記（平10. 3. 20総一第86号）

この通達は、平成10年4月1日から実施する。

付記（平10. 7. 27総一第228号）

この通達は、平成10年8月1日から実施する。

付記（平16. 4. 1総一第190号）

この通達は、平成16年4月1日から実施する。

付記（平19. 7. 20総一第000865号）

この通達は、平成19年7月20日から実施する。

付記（平20. 5. 30総一第000777号）

この通達は、平成20年8月1日から実施する。

付記（平22. 1. 27総一第000023号）

この通達は、平成22年2月1日から実施する。

付記（令6. 3. 6総一第239号）

この通達は、令和6年4月1日から実施する。

付記（令7. 2. 17総一第124号）

この通達は、令和7年4月1日から実施する。

付記（令8. 2. 27総一第109号）

この通達は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）の施行の日（令和8年5月21日）から実施する

付記（令8. 3. 3総一第188号）

この通達は、令和8年4月1日から実施する。

(別表)

高等裁判所	民事	東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松
	刑事	東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松
地方裁判所	民事	東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、岡山、福岡、仙台、札幌
	刑事	東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、岡山、福岡、仙台、札幌
家庭裁判所	家事	東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、名古屋、広島、福岡、札幌
	少年	東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、名古屋、広島、福岡、札幌
		岡山、仙台